

競争入札参加者の入札心得

第1 入札保証金の納付

- 1 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、入札前に入札保証金を納付書（香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「会計規則」という。）第6号様式）により納付しなければならない。ただし、入札当日に納付される入札保証金にあっては、入札保証金等納付書（様式第1号）によるものとする。
- 2 入札保証金の額は、契約しようとする金額の100分の5以上の額でなければならない。
- 3 入札保証金には利子を付さないものとする。
- 4 入札保証金の納付は、国債、地方債その他契約担当者が確実に認める担保の提供（有価証券の場合は持参に限る。）をもって代えることができる。

第2 入札保証金の減免

契約担当者は、次に掲げる場合において必要があると認めるときは、第1の規定にかかわらず、入札保証金を減免することができる。

- （1）入札者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- （2）会計規則第165条に規定する資格を有する者で国（公団を含む。）又は地方公共団体と過去において当該入札の種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

第3 入札参加資格確認申請書の提出

- 1 手続きへの参加を希望する者は、入札参加資格確認資料（入札参加資格確認申請書等、入札公告に示す様式）を電子入札システムにより提出すること。ただし、2MBを超える場合は添付ができないので、事前に契約担当者の承諾を得たうえで、添付書類を、開札日前で契約担当者の指定する日時及び場所に、持参又は郵送（提出期限内必着）により提出することができる。
- 2 電子ファイルを添付する際には、次の点に注意すること。
 - （1）電子ファイルは、電子入札システム上の一般競争入札参加資格申請書の「添付資料」欄に入札参加資格確認資料を添付すること。
 - （2）ファイル名には、書類名及び会社名（略称可）を入力すること。（漢字使用可、全角で70文字以内）
例）「〇〇コンサルタント 確認申請書」
 - （3）ファイルは、次のいずれかのファイル形式により作成すること。なお、電子ファイルの圧縮を行う場合は、ZIP形式（自己解凍形式は不可）で圧縮すること。
 - 1) Word2007, 2010, 2013, 2016のバージョンで作成されたWord形式（拡張子：docx）
 - 2) Excel2007, 2010, 2013, 2016のバージョンで作成されたExcel形式（拡張子：xlsx）
 - 3) Adobe Acrobat XI, Adobe Acrobat DCのバージョンで作成されたPDF形式
 - 4) 画像ファイル（JPEG形式又はGIF形式）
 - 5) 上記の形式のほか、発注者が特別に認めたファイル形式
 - （4）ファイルの添付前に、コンピュータウィルス対策用のアプリケーションソフト（常に最新のウィルス定義ファイルを適用すること。）によるウィルス感染チェックを必ず行うこと。
 - （5）（3）に指定するファイル形式、圧縮形式以外の形式のファイル、又はウィルスに感染したファイルにより書類を提出した場合は、入札に参加できないことがある。
- 3 1のただし書きにより、添付書類の書面を持参又は郵送により提出する場合は、次の内容を記載した電子ファイル（書式は任意だが、2（3）～（5）に準じる。）を電子入札システムにより提出すること。
 - （1）持参する旨の表示
例）確認申請書は、電子入札システムによる添付ができないので、〇〇土木事務所に持参します。
 - （2）持参する書類の表示
例）〇〇〇業務 確認申請書

(3) 商号又は名称

- 4 入札参加資格確認資料を提出しない場合、入札参加資格確認資料の記載内容に不備があつて必要事項を確認しがたい等その内容に妥当性を欠くと認められる場合は、入札に参加できない。
- 5 提出された入札参加資格確認資料は返却しない。

第4 入札の方法

- 1 入札者は、会計規則及び仕様書、図面その他の入札条項を熟知の上、入札しなければならない。
- 2 入札者は、電子入札システムの入力画面上において入札書を作成し、入札公告において示した日時までに、電子入札システムにより提出するものとする。ただし、契約担当者の承諾を得て書面で提出する場合は、様式第2号により作成し、記名の上、入札公告において示した日時に、「何業務入札書」と表示した封筒に入れて入札公告において示した場所に提出すること。
- 3 入札者は、次に掲げるところにより入札しなければならない。
 - (1) 入札回数は、原則として2回までとする。
 - (2) 代理人による入札は認めない。ただし、書面により入札する場合は、入札前に委任状を提出して、代理人が入札することができる。
 - (3) 入札は1人1通とし、入札者を他の入札者の代理人とすることはできない。
 - (4) 既に提出した入札書の書換え、引換え又は撤回はできない。
- 4 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 5 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- 6 入札者は、落札者の決定前に、入札状況についての情報を漏らしてはならない。
- 7 入札に際し、不正の行為があると認めたときは、その者の入札を拒絶することがある。
- 8 その他電子入札に関する運用基準は、「香川県電子入札運用基準〔建設工事及び建設コンサルタント業務等〕」（下記のホームページに記載）によるものとする。

URL : <https://www.pref.kagawa.lg.jp/dobokukanri/nyusatu/enyusatsu/unyou.html>

第5 電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出

電子契約（県が指定した電子契約サービスの利用に限る。）を可とする業務にあつて、電子契約を希望する場合は、電子入札システム上の入札書の「添付書類」欄に電子契約同意書兼メールアドレス確認書を添付すること。

また、ファイル名には、会社名（略称可）、書類名及び案件名を入力すること。

例）「〇〇コンサルタント 同意書（案件名）」

第6 開札

開札は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

ただし、契約担当者が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせないことができる。

第7 無効入札

競争入札に参加することのできる資格を有しない者のした入札、追加資料の提出を求められた場合に追加資料を提出しない者のした入札及び次に掲げる項目のいずれかに該当する場合における当該入札は、無効とする。

- (1) 契約担当者の定める入札条件に違反した場合
- (2) 入札者又はその代理人が同一案件について2以上の入札をした場合
- (3) 入札者が連合して入札したと認められる場合、すなわち談合の事実が明らかと認められた場合
- (4) 入札に際して不正の行為があった場合
- (5) 入札保証金を納付すべき場合に納付がない場合又は不足する場合
- (6) 入札書の金額を訂正した場合
- (7) 電子認証書を取得していない者が入札した場合（電子入札システムによらない場合は、入札書に記名若しくは押印（押印がない場合にあっては、責任者氏名及び担当者氏名並びに連絡先）のない場合）

(8) 誤字、脱字等があつて必要事項を確認しがたい場合

第8 入札又は開札の取消又は延期

- 1 契約担当者は、天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争入札の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合には、入札又は開札を取り消し、又は延期することができる。
- 2 1の規定により入札又は開札の取消し又は延期をしたときは、直ちに入札者に通知するものとする。
- 3 1の規定による入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

第9 落札者の決定

- 1 契約担当者は、入札者のうち予定価格の範囲内で最低価格の入札をした者を落札者とするものとする。
- 2 契約担当者は、最低制限価格を設けたときは、予定価格の範囲内で最低制限価格を下らない最低価格の入札をした者を落札者とするものとする。
- 3 契約担当者は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによりくじを実施し、落札者を定めるものとする。
- 4 契約担当者は、落札者が決定したときは、直ちに、その旨を落札者に通知するものとする。
- 5 落札者となった者は、次の点に注意すること。
 - (1) 落札事項通知書は発行しないので、契約保証等を受けるための手続に必要な場合は、電子入札システムによる「落札者決定通知書」を印刷して使用すること。
 - (2) 電子入札システムにおいて、落札者への落札者決定通知書に表示される「契約書類 URL」は使用しないので、契約のために必要な書類は、香川県政策部文化芸術局文化振興課で交付する。

第10 最低価格以外の者を落札者としてすることができる場合

- 1 契約担当者は、第9の1及び2の規定にかかわらず、最低価格をもって入札をした者であっても、次に掲げる項目に該当する事由のあるときは、その者を落札者とせず、その他の者のうち予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としてすることができる。
 - (1) その者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき。
 - (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがあつて著しく不適当であると認めるとき。
- 2 契約担当者は、必要があるときは、1の(1)と認められる場合の基準を作成するものとする。
- 3 2の基準に該当する入札をした者は、契約担当者の行う調査に協力しなければならない。
- 4 3の調査に協力しない入札者に対しては、指名停止措置をとることがある。

第11 入札保証金の還付等

入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、落札者にあつては契約締結後に、落札者以外の者にあつては入札終了後に還付する。

第12 入札保証金の帰属

落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金は県に帰属する。

第13 契約保証金の納付

- 1 落札者は、契約を締結する前に契約保証金を納付しなければならない。
- 2 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額でなければならない。
- 3 契約担当者は、契約金額の増減があつた場合は、その増減の割合にしたがって契約保証金を増減することができる。
- 4 契約保証金には利子を付さないものとする。
- 5 契約保証金の納付は、利付国債の提供（持参に限る。）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって代えることができる。

第14 契約保証金の減免

契約担当者は、次に掲げる場合において必要があると認めるときは、第 13 の規定にかかわらず、契約保証金を減免することができる。

- (1) 落札者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 落札者から委託を受けた保険会社と業務履行保証契約を締結したとき。
- (3) 会計規則第 165 条に規定する資格を有する者による競争入札に付した場合において、落札者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

第 15 契約締結の期限

- 1 落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日から 5 日（休日（香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第 1 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）以内に契約関係書類を提出し、落札決定の翌日から起算して 10 日以内（休日を除く。）に契約の締結に応じなければならない。
- 2 契約担当者は、必要があると認めるときは、1 の期間を別途指定することができる。
- 3 落札者が 1 又は 2 の期限を超過した場合は、県において特別の理由があると認めた場合を除き、落札者の決定は、その効力を失うものとする。

第 16 その他

次に掲げる場合は、香川県建設工事指名停止等措置要領に基づき指名停止の措置の対象となることがある。

- (1) 添付書類及び追加資料に虚偽の記載をした場合
- (2) 入札金額に錯誤があるとして、入札の無効を申し出た場合
- (3) 落札者が契約を締結しない場合
- (4) その他入札に関し不正又は不誠実な行為をし、委託業務の請負契約の相手方として不適當であると認められる場合